平成２３年（フ）第２７９号
岡山県倉敷市茶屋町1640番地12　カリーノ・カーサＢ102
債務者　川上　美穂（旧姓友國）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
静岡県浜松市南区若林町373番地　メルヴェーユ103号室
債務者　山下　真弓
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目21番404号県営佐鳴湖住宅
債務者　中川ホセこと　ナカガワ　カンポス　ホセ　フランシスコ
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
愛知県豊橋市牛川町字乗小路32番地の883
債務者　佐々木賢一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２５２号
釧路市鳥取大通３丁目２番８号
債務者　八鍬百合子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８号
北海道釧路郡釧路町遠矢５丁目31番地
債務者　長野　　聡
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７７号
北海道河東郡音更町駒場本通２丁目17番地
債務者　川端　一美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４６９号
愛知県西尾市上矢田町水向12番地２　エバーグリーン205号室、従前の住所愛知県西尾市永吉３丁目81番地　グランドビル永吉301号室
債務者　山口　竜二（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
愛知県岡崎市竜美中１丁目３番地　三菱社宅Ｅ―405
債務者　米澤　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４６５号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目18番11号　ニッコーハイツ西寺尾203号
債務者　笠原　千栄
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３４号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目24番33―204号
債務者　須山　　威
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６１号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目11番地20
債務者　齊藤　裕次
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６２号
横浜市都筑区池辺町1070番地
債務者　岸本　芳典
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７８号
神奈川県大和市鶴間１丁目28番16―202号
債務者　玉村　達哉
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０３号
横浜市旭区今宿南町1930番地
債務者　阿部　知子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部